

京都市役所庁舎内（分庁舎、本庁舎）自動販売機設置仕様書（第2回）

京都市行財政局総務部庁舎管理課が行う京都市役所庁舎内における自動販売機設置事業者（以下、「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上、災害発生時における救助活動に資することを目的とします。

2 設置条件等

（1）所在地

【設置番号①】

京都市中京区寺町通二条下る榎木町 450 番地 1 京都市役所分庁舎 1 階

（５）取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は不可とします。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

（６）設置機種等

ア インドア型【缶、びん、ペットボトル式】の飲料用自動販売機

デザインは、営業事業者を決定した後、機器の設置前に庁舎管理課に提示したうえで、承諾を得てください。（公共施設に設置することを踏まえた意匠としてください。景観を害するおそれのあるものや

(9) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

営業事業者は、設置する自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて営業事業者の責任において対応してください。また、京都市役所では対応できない旨の明示を必ず行ってください。

(10) 維持管理等

ア フルオペレーション

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に庁舎管理課と協議のうえ、庁舎内での公務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

- (イ) 申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき
- (ロ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (エ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて※、下記の書類の御提出をお願いすることになります。

< 申込者又は応募者が個人であるとき >

- ・印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行

は営業事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記４－（１）に記載する使用許可の更新が果たされた場合、更新後の使用料については、以下のとおりとし、納入方法は上記イによることとします。

- ・使用許可が１年の場合
初年度の使用料と同額
- ・使用許可が１年に満たない場合
 $\text{初年度の使用料} \times (\text{使用許可期間の初日の属する月から末日の属する月までの月数}) / 12 \text{ 箇月}$

（３）必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。</

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(ア) 受付期間

令和 7 年 3 月 5 日（水）～令和 7 年 3 月 18 日（火）
【8 時 45 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 30 分】
※ 受付は平日のみです。

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地
京都市役所内（本庁舎 1 階）
京都市行財政局総務部庁舎管理課

(2) 必要書類（各 1

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には一切応じられません。

イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

ウ 様式は、行財政局総務部庁舎管理課のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000338250.html>

7 営業事業者の決定

(1) 決定方法

- ・ 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件

9 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 営業事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 その他

- (1) 4－(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手續に要する一切の費用は、営業事業者で御負担いただきます。
- (2) 営業事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。
- (3) 設置事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合
 - ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。
 - イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行うことがあります。</

○ 設置する庁舎の想定職員数

(令和7年4月1日時点予想)

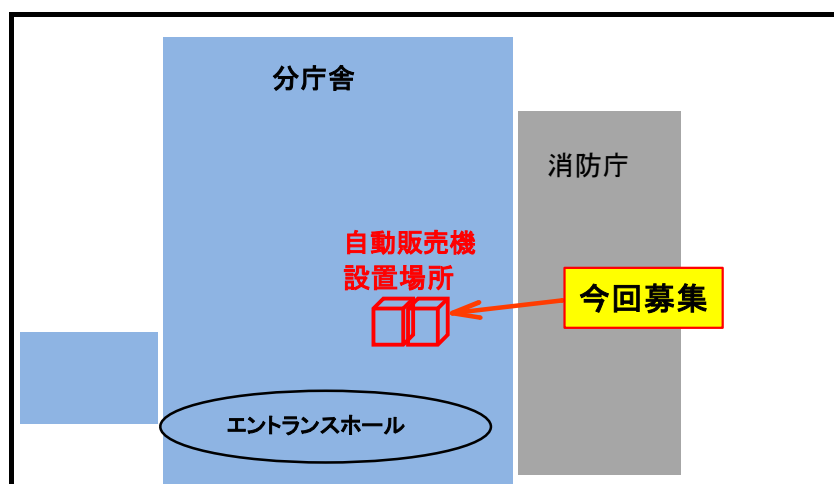
施設	職員数
市役所分庁舎	約1,640人
市役所本庁舎	約790人

＜参考＞ 令和7年3月に供用開始の新北庁舎に約1,000人が就業する予定であり、本・西・北・分庁舎併せて、職員数は約3,500人となる見込み
(令和7年度中に随時移転予定)

【問合せ先】

京都市行財政局 総務部 庁舎管理課（担当：細川、坂本）
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所内（本庁舎1階）
電話（075）222-3046（直通）

自動販売機設置場所



押小路通

河原町通

寺町通

